

## 令和3年度事業計画

今年度最大の事業としては、法務局相続人調査業務を受託するかどうかである。現時点において、令和3年度も引き続き当業務の参加者の入札募集が予定されているようであるが、その内容はまだ公表されておらず、具体的な内容がわかっていない。

当協会としては、例年どおりの事業内容であれば参加する予定であるが、内容によっては再検討が必要となるかもしれない。また、入札形式である以上、競合他社が参加してきたならば、落札できないかもしれない。

前記の事業報告にても述べたとおり、当協会は公益性に寄与するという観点から、できる限り受託する予定である。

受託した後は、希望する社員への配分によって業務を進めていくこととなるが、積極的に当業務へ参加を希望する社員が多いというわけではない。これは、報酬額のみならず、過年度において、業務の進め方、方法又は法定相続人情報の記載事項等の細かな内容に関して基準が不明確であり、また、全体の管理が不十分であったため、継続して参加する方が少なくなったと考えている。これらについては、令和2年度において、かなり方法を改善し、より明確になったと思っている。

そこで、令和3年度に受託した場合には、過去に参加した方のみならず、あらためて広く社員全員の参加を望んでいる。

前記以外の事業としては、徳島県、各市町村等、官公署内部で登記事件について処理しきれない事件があるようであり、これらの解決に貢献したいと考えている。これは、相続人調査、休眠抵当権の抹消等に関して、協会へ問い合わせがあったり、相談を受けたりすることが多く、潜在的に留保されている状態の事件が多くあるようである。これに関して官公庁の要請に応えられるようにしたいと考えている。

この外にも様々な公共事業において不動産は社会活動の基礎となるものであるので、今後は、当協会が業務に関する相談窓口となり、当協会の社員全員の力を集結し、公共事業における権利関係の受け皿となる機能を果たしていきたいと考えている。

## 1. 事業部

- ① 受託往訪活動の推進
- ② 業務処理に関する対外交渉、調整
- ③ 業務処理の管理、監督
- ④ 業務処理に関する社員の指導
- ⑤ 社員、各支部の活動状況の把握及び連絡協調並びに情報の共有
- ⑥ 広報活動
- ⑦ 土地家屋調査士協会との連絡、情報交換
- ⑧ 全司協・他協会との情報の交換、視察

## 2. 総務経理部

- ① 報酬額表の検討、改訂
- ② 事業費等の円滑な支出、出納の監督
- ③ 名刺、会員名簿の作成
- ④ 組織、規則等の検討